

# 改暦前後の神社祭祀

竹内雅之

## 一 はじめに

明治五年、近代化を目指す政府は新暦を採用した。改暦は季節の循環を基礎とする日本の祭りにとって少なからぬ影響を与える。しかし本稿は明治改暦と祭りの関係に言及するものではなく、およそ明治四年から六年の間に明治政府が行なった神祇行政、具体的には官幣社官祭（のちの例祭）と中央における祈年祭の実践について論及するものである。この時期の国家祭祀・神社祭祀については阪本是丸<sup>①</sup>らによる神社制度・祭祀制度に関する先行研究がある。

明治四年十月の「四時祭典定則」体制下における翌五年の官幣社の例祭については従来その具体像があまり明かにされてこなかった<sup>②</sup>。しかしながら『祭祀録』に残された記録から中央官員の出張祭典の実態を窺うと人員不足が窺える。いっぽう明治二年、神宮への祈年幣再興に始まった祈

年祭は「四時祭典定則」では神祇省神殿における大祭、「地方祭典定則」では国幣社以下神社へ地方官が参向する最重要の祭祀であった。そして全国神社の社格制定に伴い早くも五年二月、官国幣社への祈年班幣が実現した。式部寮の方針転換により明治六年二月、官幣社例祭への地方官参向が裁可されると「官幣諸社官祭式」が祈年祭当日の三月二日、「官国幣社祈年祭式」とともに地方官へ布達された。官幣社例祭の地方官への移管に伴い、官国幣社の例祭・祈年祭は包括的に扱うことが可能となった。

## 二 国家祭祀のなかの神社祭祀

明治四年十月二十九日の「四時祭典定則」<sup>③</sup>は神祇省が示した国家祭祀の包括的な規則で、元始祭をはじめとする三十ほどの国家の祭祀が大祭・中祭・小祭に分類され、それぞれの祭祀を所管する担当が明記される。同時に祭場も、

表1 「四時祭典定則」における官員参向の祭典

区分	官祭	式年	祭使以下参向官
大祭	神宮神嘗祭	毎年	祭使は神祇卿あるいは 大少輔・大掌典以下
大祭	賀茂祭・氷川祭・熱田祭 男山祭・鹿島祭・香取祭	毎年	祭使は神祇大丞・掌典
大祭	出雲祭・宇佐祭	五年	祭使は神祇大丞・掌典
中祭	春日祭以下官幣大社例祭	毎年	祭使は大掌典
小祭	梅宮祭以下官幣中社例祭	隔年	祭使は大掌典

皇廟、神嘉殿代、八神殿、神祇省と記載される。祭場が明記されない祭祀は神祇省官員が参向する神宮・神社の祭祀である。「四時祭典定則」は神祇省、そして神祇省廃止後は式部寮の官員が、神宮と官幣社に出張し官祭を執行することで国家と神社との繋がりを保證するという一面もっていた。それではまず「四時祭典定則」における官員参向の祭典を表1に確認する。

大祭・中祭・小祭の区分は、参向官の官職と対応している。官幣大社全二十九社中、賀茂・氷川・熱田・男山・鹿島・香取・出雲・宇佐の八社は特に重視されている。そのなかで出雲と宇佐は遠隔地ゆえに実際の出張の困難を考慮に入れ五ヶ年に一度の式年祭としたのであろう。中祭・小祭はどちらも大掌典が祭使に立てられる。隔年の小祭執行となる梅宮・貴船・大原野・吉田・北野・八坂の官幣中社六社は何れも京都にあり遠隔地ではない。おそらく春日社

以下の官幣大社との社格を考慮して官幣中社例祭を隔年の式年祭としたのであろう。以上が「四時祭典定則」に規定される官幣社の例祭である。なお官幣社の祈年祭・新嘗祭については規定がない。また国幣社以下の神社については「地方祭典定則」に規定される。国幣社の祈年祭・新嘗祭・例祭の三祭には知事（欠員あれば正権大参事）が祝詞を奏す。府県社の三祭には大少参事が参向し祠官が祝詞奏上以下を奉仕する。郷社の三祭には祠官が奉仕し郡郷出張の地方官が参向する。

皇廟祭、神祇省神殿祭はさておき出張祭典となる官幣社例祭の励行には困難が豫想された。「官社年中祭日調」<sup>5)</sup>は明治五年の官祭の一覧である。神祇省官員はあらかじめ日程表を作成し、斎行した官祭の上には朱字で既済を示す「済」の文字を記したらしい。この印の無いものは未済である。いま便宜のため既済を☑、未済を□として左に示す。

二月／☑神宮祈年祭例幣／☑春日祭／□枚岡祭／☑大原野祭／☑祈年祭

三月／☑神武天皇陵祭／□出雲大社祭（五ヶ年一度）

四月／☑賀茂祭／☑松尾祭／□平野祭／□日吉祭／□

稻荷祭／□大神祭／□大和祭／□広瀬祭／□龍田祭／

□丹生川上祭／□住吉祭／☑吉田祭（隔年）／□梅宮

祭（隔年）／☑東照宮祭

五月／湊川祭

六月／月次祭／氷川祭／熱田祭／貴船祭（隔

年）／八坂祭

七月／安房祭／鎌倉祭

八月／宇佐祭（五ヶ年一度）／鹿島祭／香取祭

／男山祭／井伊谷祭／三島祭／広田祭／大

鳥祭／北野祭／豊国祭／白峰祭

九月／神宮神嘗祭／石上祭／生玉祭／日前祭

／国懸祭

十一月／新嘗祭

十二月／孝明天皇祭／孝明天皇陵祭

右の五十ばかりの祭祀のうち官祭として執行されたのは約半数である。なお十一月の新嘗祭は二十二日新嘗祭神殿において齋行され同日大広間において班幣式が執り行われた。<sup>6)</sup>十二月の孝明天皇祭・陵祭は改暦後六年一月二十三日に齋行され陵祭には橋本実梁が参向している。<sup>7)</sup>五年三月十一日の神武天皇陵祭までは神祇省官員が、それ以降は式部寮官員が各地に出張している。四年八月二十三日、京都留守官員が廃止されたため京都方面の出張官祭については、神祇省・式部寮が各神社の祭日を配慮し行程を綿密に計画したと考えられる。五年の官員参向の祭典から京都方面の出張官祭を取り上げ表2にまとめた。<sup>8)</sup>二月から三月にかけての

神祇省、四月の式部寮、八月の式部寮の三期の出張である。これら三期の出張の諸相を探ることで、当時の官祭としての神社祭祀の実態を垣間見ることにする。

まずは醍醐忠敬・荻原厳雄を中心とした一行に注目する。二月四日神祇省神殿で齋行された祈年祭班幣式において、勅使として神祇省六等出仕従三位醍醐忠敬は少掌典荻原厳雄とともに神宮に発遣された。行程は東京↓伊勢↓京都↓奈良で期間は班幣式の二月四日から陵祭の三月十一日までである。ここで問題となったのが大原野祭と春日祭の祭日であった。一月三十日「右千支相当ニ候得共取調之儀モ有之且余日モ無之二付右朱書之通千支御祭典取行候<sup>9)</sup>」として神祇省は正院に両祭の祭日変更を上申した。大原野祭を二月上卯から下卯すなわち一日から二十五日へ、春日祭を同月上申から下申すなわち六日から三十日への変更である。「取調之儀」とは宣命使・奉幣使の両使が参向した昨年までの旧祭式の見直しであろう。大原野祭・春日祭とも取調の結果、御馬奉納と賜祿は廃止された。両祭日の千支をふたまわり延期することでこの一行の出張は可能となった。二月四日神祇省神殿から発遣された一行は東海道を西進。道中、川崎から松阪まで十一泊し十五日、山田に到着。十六日まず外宮つぎに内宮の祈年祭に参向、奉幣ののち醍醐らは入京、中長者町に投宿。十八日には「出張神祇省」と

表2 神祇省官員・式部寮官員による京都方面への出張官祭（祭祀録）  
をもとに作成

明治五年祭日	官祭	勅使	参向
二月十六日	神宮祈年祭	神祇省六等出 仕醍醐忠敬	少掌典荻原厳雄
二月二十五日	大原野祭	神祇省六等出 仕醍醐忠敬	神祇権中録鳥居亮信・少掌典荻原厳雄
二月三十日	春日祭	神祇省六等出 仕醍醐忠敬	神祇権中録鳥居亮信・少掌典荻原厳雄
三月十一日	神武天皇陵祭	神祇省六等出 仕醍醐忠敬	少掌典荻原厳雄・神祇省十三等出仕武田七郎
四月十九日	松尾祭	大掌典遠藤允 信	式部助橋本実梁・式部大属多田好問 中掌典岩田通徳・大神部鈴鹿照明・中神部徳岡久遠
四月二十日	賀茂祭	式部助橋本実梁	大掌典遠藤允信・式部大属多田好問 中掌典岩田通徳・大神部鈴鹿照明・中神部徳岡久遠
四月二十三日	吉田祭	大掌典遠藤允 信	式部大属多田好問・中掌典岩田通徳 大神部鈴鹿照明・中神部徳岡久遠
八月四日	北野祭	大掌典慈光寺 有仲	式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親
八月十五日	男山祭	式部寮六等出 仕戸田忠至	大掌典慈光寺有仲・式部中属井上忠本
八月十八日	豊国祭	大掌典慈光寺 有仲	少神部柴田盛親
八月二十五日	井伊谷祭	式部寮六等出 仕戸田忠至	式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親
八月二十六日	白峰祭	大掌典慈光寺 有仲	式部権中属松室礼重 式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親

して京都府の権大属に出頭を命ずる。十九日の出張神祇省から府への掛合によると前日の権大属への通達は大原野祭・春日祭用の幣物辛櫃・神饌辛櫃の寸法の指定、神武天皇陵祭用辛櫃・覆・桐油・注連縄の準備指令であった。さて去る四日の神祇省神殿祈年祭に京都府官員は不参であった。府管轄の官幣社すなわち賀茂別雷神社以下大社六社と梅宮神社以下中社六社への祈年祭幣物は醍醐一行に預けられていた。さらに当年より始まった祈年祭の地方官代参は一冊の祭式をもって執行するには不十分で神祇省官員は官幣社例祭参向の間を縫って祈年祭の対応に追われている。

五年三月十四日、神祇省が廃止され祭事祀典の事務は式部寮に引継がれた。同月二十三日、式部寮は左のように正院に上申している。

賀茂両社御祭式之儀社頭儀式之儀ハ今度御改正ニ付社司等人員減少ニ付迎モ是迄之儀式ハ難相整候ニ付任時宜不可闕之儀式而已為執行  
勅使以下参向東遊走馬以下之儀ハ先大体従前之通被行途中行粧儀ハ被略所役之官員刻限  
勝手ニ社頭ニ参集祭祀被遂行候様致度候事  
一松尾社吉田社等モ右ニ準シ御執行ニ相成度

候自余当四月祭祀被執行候官幣大中小社之分ハ此節是迄一社祭祀之儀式等取調中ニ付取調之上夫々可伺候得共最早余日モ無之候ニ付先從前之通一社ニ相附祭祀御執行ニ相成度候事<sup>①</sup>

右は賀茂祭祀に関する基本方針であるとともに「四時祭典定則」に掲げられた一聯の官幣社例祭への対応も暗示している。「今度御改正」つまり四年五月十四日の太政官布告第二百三十四により「伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神宮社家ニ至ル迄精撰補任」された結果、賀茂両社でも「社司等人員減少」したので「不可闕之儀式」のみ執行すること。また松尾祭・吉田祭も賀茂祭に準ずること。そしてこの他の四月執行の官幣社の祭祀は「一社祭祀之儀式等取調中」として一社限りの祭祀とすること。これらの内容が上申され允可されたので式部寮は翌二十四日教部省に「来四月 賀茂祭二十日 松尾祭十九日 吉田祭二十三日 / 右之通御治定相成候且日吉平野稻荷梅宮大和大神広瀬龍田等ハ一社へ祭祀被附候条為御心得申入候也<sup>②</sup>」と通達する。賀茂祭では東遊と走馬の奉納はあったが行粧儀は省略された。また四月齋行の日吉・平野・稻荷・梅宮・大和・大神・広瀬・龍田へは勅使は参向せず一社限りの祭儀を執行うこととなった。

八月には京都を中心として戸田忠至・慈光寺有仲らが五

社に参向している。十五日男山祭に勅使として参向した戸田は京中他の勅使には参向していない。しかし戸田は他の官員に先ち京都入りし「出張式部寮」として執務している。七月二十八日に北野社の禰宜を呼び寄せ、同日京都府には官幣が金幣となる旨を通達。二十九日、北野祭次第書を京都府に下達。八月朔日慈光寺が到着、二日にその旨を府に通達している。戸田は十五日男山祭に参向したのち一人、浜松県に向ったようである。出張に先立ち七月十八日、戸田が男山祭に、慈光寺が男山祭・北野祭・豊国祭・白峰祭への参向をそれぞれ命ぜられている。それに加え戸田が井伊谷祭の勅使参向を命ぜられたのは同月二十日である。『祭祀録』には同月十九日に式部寮から教部省にあてた通達が残っている。

来八月十日、井伊谷宮御祭典可被為行之処少々都合モ有之且当寮無人ニ付右御祭日被為換十五日男山祭執行後其帰路井伊谷へ相廻り廿三日<sup>③</sup>（之内）御祭典被為行候条此段為御心得申入侍也<sup>④</sup>（傍点引用者）

右によれば「無人」の式部寮は祭日を変更するしかなかった。祭日は先ず二十三日、次に二十五・六日の内と変更された。結局、二十五日に例祭が行われた井伊谷宮は当年二月十二日に鎮座祭が執行されており例祭執行が待ち望まれていた。式部寮官員は列格前の官祭すなわち四月の東照宮

祭、七月の鎌倉祭、八月の井伊谷祭・豊国祭・白峰祭に参向している。井伊谷宮は六年六月九日、鎌倉宮・白峰宮とともに官幣中社に列格している。同日、東照宮が、同年八月十四日に豊国社が、それぞれ別格官幣社に列格している。政治的に重視された神社は列格前であっても官員が参向している。いっぽう八月は官幣大社である三島社・広田社・大鳥社への勅使参向はない。<sup>17)</sup>

### 三 官社再編と「官幣諸社官祭式」

前節では明治五年二月から八月までの官幣社例祭の実施状況を概観した。神祇省官員・式部寮官員は「四時祭典定則」に従い勅使として各官幣社に参向したことがわかる。しかしながら神社によっては祭儀の取調中で、官員が参向すべき例祭がまだ決っていないことも多くあった。その場合、官員は参向せず一社限りの祭儀を執り行った。いっぽう新たに列格すべき神社も徐々に増えつつあるなか、限られた官員で暦日通りに官幣社の例祭を執行することが困難になってきたのである。

さて上述のように式部寮官員が京都あるいは浜松に参向しているところ教部省には大神神社と広田神社から祭典執行に関して問合わせがあり、それぞれ一社限りの祭儀とするよう式部寮に申し入れた。<sup>18)</sup> 教部省は個々の神社の対応に追

われる一方で八月二十二日、神社制度の改正案を正院へ申した。

天下ノ神社ハ官社郷社兩名ニ被定置度然レドモ是迄官社ハ山城大和ノ間ニ最多有之式部寮ヨリ官幣使参向有之候得共凡テ天下ノ諸社ヘ行ルヘキ普通ノ公法共難定候間向後ハ 皇太神宮 氷川神社ヲ除クノ外ハ総テ府

県ノ知事令ヨリ御代祭相勤候様被定置度此段奉候也<sup>19)</sup> この改正案は天下の大小神社を官社と郷社に再編するもので、既存の官幣社に加え国幣社と府県社が新たに官社となり、その他は郷社とされる内容である。ここで注目したいのはその附帯条件で、神宮と氷川社を例外として地方官が代祭を勤めるというものである。正院への上申の前に教部省が式部寮へ根回しをしたかどうかは不明であるが、すくなくとも井伊谷祭の祭日変更の一件により教部省は式部寮の官員不足を認識していた。したがって官社の増加に伴い代祭を提案すれば式部寮の協力を得られるものと踏んでいたのかもしれない。その三日後の八月二十五日、式部寮は教部省の官社再編案に「異存無之」として正院に上申している。<sup>20)</sup> ただし地方官代祭の例外については賀茂社と氷川社との権衡も考慮に入れ、神宮のほか氷川社・賀茂社とするか、あるいは神宮のみとするよう伺いを立てている。官社再編案が正院にて審議されるなか式部寮は十一月十五日正

院へ「官祭式改定意見」を上申する。

先般教部省ヨリ諸社御祭典之儀伊勢両宮并氷川社之外ハ総テ地方官へ被附度旨伺出候節氷川社へハ使被差立候ハ、賀茂社ハ同様使被差立候歟或ハ氷川社モ地方官へ被附候歟両様之内御決定相成度見込申上置候処此節寮中改革之都合有之候ニ付テハ明年ヨリ伊勢両宮〔祈年新嘗神嘗ノ三祭〕神武天皇孝明天皇ノ御陵祭等ハ是非使御差立ニ相成リ候訳ニ候得共氷川賀茂ノ両社ハ使被差立候歟又氷川社以下官幣社総テ地方官へ被附候歟早々御評決相成度此段相伺候也（傍点引用者）

もとは教部省の官社再編案中の附帯条件に過ぎなかつた地方官代祭であつた。しかしこの時点では式部寮自身が「寮中改革之都合」のため代祭適用範囲について「早々御評決相成度」正院に上申しているのである。

明治六年二月八日、正院より「氷川社以下官幣社総テ地方官へ被附候事」とともに「官祭式伺定」も「伺之通」と指令が下されている。「官祭式伺定」は前年十一月の「官祭式改定意見」を具現した上申書で、その本文を左に示す。

今般官幣社例祭地方官ニ於テ執行候様伺定候ニ付テハ別紙之通夫々取調此段更ニ相伺候也<sup>②</sup>

ここで「例祭」とは式年ではなく毎年執行される祭祀、という意味で用いられている。もちろん具体的には「四時祭

典定則」で曆面に掲げられた祭日に執行される賀茂祭・男山祭・松尾祭などを指している。ただし「例祭」の言葉自体はのちの達「官幣諸社官祭式」にはない。そしてこの短い本文のあとに次の「別紙」が続く。

伊勢神宮（祈年新嘗神嘗等三祭）

神武天皇御陵（旧曆三月十一日）

孝明天皇御陵（旧曆十二月廿五日）

右使式部官員

後桃園天皇御陵／光格天皇御陵／仁孝天皇御陵

右例祭使知府事或正権参事御式年式部官員

諸陵

右御式年使知府事県令或正権参事

官幣大社

右知府事県令正権之内

同 中社

右使府県参事正権之内

同 小社

右使府県奏任出仕

○

賀茂上下社

右東遊 走馬

春日社／八阪社／北野社

右東遊

氷川社／男山社

右御神樂 走馬

右之通是迄御祭典之節被為行候処使地方官へ被仰付候  
共先其儘被据置候哉

○

大原野祭／吉田祭／梅宮祭／貴船祭／八阪祭／北野祭

右隔年行之

出雲大社祭／宇佐祭

右五ヶ年一度行之

右之通元神祇省ヨリ何定置候得共使地方官へ被仰付候  
上八年年々被為行度事

これに「官幣大中小社奉幣式」の式次第が続く。別紙の冒頭には神宮をはじめ御陵、官幣大中小社への参向官が掲げられている。これは表1に示した「四時祭典定則」における官員参向の祭典に対応し、神祇省官員の官職の差等が「官祭式何定」では地方官のそれに置き換えられている。また官幣中社の隔年の式年祭と出雲大社祭・宇佐祭の五ヶ年一度の式年祭は「使地方官へ被仰付候上八年年々被為行」のようになった。なお「四時祭典定則」では陵祭への参向が記されていないが「官祭式何定」では明記され皇祖皇宗の祭りとして官幣大中小社の祭りの二元的序列が明らかと

なる。

「官祭式何定」が二月八日に裁可されると十五日、太政官布告第五十三号「伊勢神宮ヲ除クノ外官幣諸社祭典地方官ニテ執行セシム」同第五十四号「諸陵御追祭改定」が発布された。そして布告第五十三号により三月二日に式部寮達番外「官幣諸社官祭式」が布達される。布達先は官幣社全三十七社の所在する十五の使府県である。当該使府県に対し「右毎年官祭其府官員参向執行可致此段相達候也」と達せられ官祭執行が地方官に移管された。ところで三十七の官幣社は従前のままで教部省が再編・拡大を目指した「官社」ではないことに注意したい。阪本是丸の研究によれば「最終的には官社・郷社に全神社を二分するという方針は挫折を余儀なくされた」とされる。つまり教部省による官社再編は頓挫するのだが、いっぽう副産物ともいえる式部寮による官祭再編は大きく前進したことになる。

#### 四 祈年祭の変遷

官幣社の例祭とならんで祈年祭もまた国家祭祀であり「四時祭典定則」においては太政官とされ二月四日神祇省神殿において次に示す綱領に従い執行される。

右親王御手代二供ス・太政大臣祝詞ヲ奏ス（太政大臣左右大臣欠席アレバ参議之二代ル）・左右大臣参議議

長使長官諸省卿列座・神祇省奉行・式部寮典儀・勅任  
官着座・奏任官拝礼・廢務刑獄ヲ止ムルコト一日

右綱領は後桃園光格仁孝三天皇祭・月次祭とも共通する。  
祈年祭は明治二年二月二十八日に復興し、吉田社の齋場所  
で行なわれた祭儀は上卿が参向した。「祈年祭は天神地祇  
に年穀の豊熟を祈らせらるゝ祭儀にして事民命に繋る所甚  
だ重し、然るに中世以来祭祀廢絶し、而も祈年の功に豊熟  
の稲穀を以て諸神を祀る新嘗祭ありて祈年祭なきは理に於  
て尽さずとの神祇官の建言ありしを以て」再興されたとい  
う。神宮には藤波教忠が奉幣使として発遣されている。内  
宮幣物は幣帛と幣馬一匹、外宮幣物も同様であった。また  
内宮別宮および外宮別宮にもそれぞれ幣帛が奉送された。  
その他の諸社への班幣はない。三年以降、祈年祭の祭場は  
東京に移される。表3に式次第の変遷を、また表4に幣物  
の変遷を、それぞれまとめた。

三年二月四日、東京神祇官神殿における祈年祭の様子  
『明治天皇紀』に次のように描かれている。

上卿は大納言徳大寺実則にして、少辨多久茂族之れに  
随従す、大納言岩倉具視を始め諸官省奏任官以上著座  
するや、開扉の後、催馬楽を奏し、神祇伯中山忠能、  
奉告の祝詞を奏す、次に供饌・催馬楽あり、次に神祇  
少副福羽美静の祝詞あり、畢りて神宮以下諸社の幣物

發遣の儀を行ふ、次に撤饌・催馬楽ありて閉扉す。神  
宮幣物發遣の儀あるや、宮中に於て神宮を遥拜あらせ  
らるゝ、酉の刻より御神楽あり、是の日、從二位藤波教  
忠を奉幣使として、京都より直に神宮に向はしむ(傍点  
引用者)

上卿・辨の執行形式は前年同様である。神殿の「鋪設」に  
始る一聯の行事のなかでそれがわかるのが「幣物具否」の  
行事である(表3参照)。上卿が辨を召し幣物の具否を問う  
ている。それに対し辨は上卿傍らの軾に着き、確かに幣物  
が具備していることを上卿に奉告している。次に神殿の扉  
が開かれ、中山忠能が以下の「奉告の祝詞」を奏す。神殿  
の東座には天神地祇、中央には八神、西座には御代々皇靈  
が、それぞれ鎮座する。左の祝詞では、これら三座に対し  
て大前で祈年祭を執り行うことの許しを請うている。次に  
福羽美静が奏上した祝詞の第一段は天社国社に白す詞、第  
二段は御年神に白す詞、第三段は八神に白す詞、第四段は  
天照大御神に白す詞、そして第五段は諸神・「北海道尔齋  
比祭礼留三前乃大神」に白す詞となっている。第一段から  
第四段までは延喜式祝詞を踏襲している。第五段が新たに  
追加された章句である。

辞別弓白左久 天皇大幣帛乎此官与利奉出志給布諸国  
乃 大小乃神社又北海道尔齋比祭礼留三前乃 大神乃

表3 折年祭式次第の変遷（『祭典録』『祭祀録』をもとに作成）

行事	鋪設	幣物 具否	開扉 祝詞 献饌	幣使 参入	祝詞	幣物 檢知
三年二月四日	先神殿御装束奉仕 廻限辨参神祇官問御幣物 具否	次神祇官太政官（上卿辨 着幄前座）諸省集議院大 学彈正台皇后宮職府藩県 開拓使按察使在京奏任以 上着座	次開御扉／催馬楽 次祝詞（伯奏之） 次供神饌／催馬楽		次祝詞（少副奏之） 拍手一段上卿以下応之	次上卿仰御幣物発遣之事 辨称唯退伝仰神祇官人
四年二月四日	早日神殿御装束奉仕 已廻限辨参神祇官問御幣物 具否	次神祇官太政官諸省院学 台職使府藩県在京奏任以 上着坐	次開御扉／奏神楽歌 次伯奏祝詞 次供神饌／奏神楽歌	次中臣着座	次大副奏祝詞拍手（一段） 大臣以下応之	次大臣令辨召中臣中臣着 賦仰幣使参向之事称唯退 次伯令祐召中臣仰御幣物 発遣之事
五年二月四日	早日神殿御装束ヲ奉仕ス 第十字神祇省式部寮着床 式部官員御幣物ノ具否 ヲ問フ神祇丞具スルノ由 ヲ答フ	次正院左院諸省勅任已上 及官幣社国幣社ノ地方官 着床	次開扉／神楽歌ヲ奏ス 次神祇大輔祝詞ヲ奏ス 次神饌ヲ供ス／神楽歌ヲ 奏ス	次神宮并皇靈幣使着床	次神祇大輔祝詞ヲ奏シ拍 手一段参議以下之ニ応ス	次神祇大輔丞ヲシテ使ヲ 召シ御幣物発遣ノ事ヲ仰 ス
六年三月二日	午前第八時式部寮大広間 ノ鋪設ヲ具ス 式部寮着床 次神宮幣使着床 次地方官着床					次式部頭掌典ヲシテ使ヲ 召シ幣物発遣ノ事ヲ仰ス
七年二月四日	午前第八時鋪設ヲ具ス 同第十時式部寮着床 次神宮幣使着床 次地方官着床					次式部助幣物ヲ檢ス

神宮	次奉頌伊勢幣帛（称警蹕） 上卿以下降座平伏	次中臣昇殿奉頌伊勢幣帛 （称警蹕）大臣以下降坐平伏	次神宮幣使昇殿幣帛ヲ受 ケ辛櫃ニ納メ奉リ直ニ発遣ス警蹕ヲ称ス参議以下立ツ	次使上段ニ昇リ神宮ノ幣物ヲ受ケ辛櫃ニ納ム 次式部頭属ヲシテ使ヲ召シ宣命ヲ授ク使辛櫃ニ納ム	次使進テ神宮ノ幣物ヲ受ケ辛櫃ニ納ム
神殿	次諸社幣物昇上神殿	次諸社幣物昇上神殿	次神殿ノ幣物ヲ昇上ク 次参議式部官員ヲ以テ皇靈使ヲ召シ宣命ヲ授ク 次皇靈幣物発遣ス（其儀神宮ニ准ス）	次神宮ノ幣物発遣ス掌典警蹕ヲ称ス此時着床官員立ツ 次神殿ノ幣物ヲ發遣ス（先八神次案下）	次神宮ノ幣物發遣式部助警蹕ヲ称ス着床ノ官員立ツ
皇靈			次皇靈幣物發遣ス（其儀神宮ニ准ス）	次皇靈ノ幣物ヲ發遣ス	次皇靈ノ幣物發遣
官幣			次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ
国幣		次諸官員拝礼	次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ
撤饌	次撤神饌ノ催馬楽	次撤神饌ノ奏神楽歌	次神饌ヲ撤スノ神楽歌ヲ奏ス		
閉扉	次閉扉ノ催馬楽	次閉御扉ノ奏神楽歌	次閉扉ノ神楽歌ヲ奏ス		
退出	次各退座	次各退座	次各退出	次各退出	次各退出

表4 折年祭幣物の変遷（『祭典録』『祭祀録』をもとに作成）

幣物	三年二月四日	四年二月四日	五年二月四日	六年三月二日	七年二月四日
神宮	両宮五色繩十疋宛・白繩十疋宛・唐錦一端宛・木綿十兩宛・麻十兩宛・太布一端宛	両宮五色繩十匹宛・白繩十匹宛・唐錦一端宛・木綿十兩宛・麻十兩宛・太布一端宛	両宮五色繩各十匹宛・白繩十匹宛・唐錦一端宛・木綿十兩宛・麻十兩宛・太布一端宛	両宮幣料百円宛・神饌料八円宛	両宮金幣百円宛・神饌料八円宛
別宮	両宮別宮絹三匹宛・木綿二兩宛・麻二兩宛	両宮別宮十二宮白絹三匹宛・木綿二兩宛・麻二兩宛	両宮別宮十一宮五色繩各一丈宛・木綿二兩宛・麻二兩宛	両宮別宮十一宮幣料七円五十銭宛・神饌料六円宛	両宮別宮十三宮幣料七円五十銭宛・神饌料六円宛
皇靈			五色繩各一丈・木綿二兩・麻二兩	幣料七円五十銭	金幣七円五十銭
官幣			二十九社五色絹各一丈宛・木綿二兩宛・麻二兩宛・祭典料金二千匹宛	二十九社幣料七円宛・神饌料五円宛	二十九社幣料七円宛・神饌料五円宛
大社			六社五色絹各五尺宛・木綿二兩宛・麻二兩宛・祭典料金千匹宛	六社幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛	十社幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛
官幣			一社五色絹各五尺・木綿二兩・祭典料金五百匹	一社幣料四円七十五銭・神饌料一円二十五銭	一社幣料四円七十五銭・神饌料一円二十五銭
中社					三社幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛
小社					三社幣料四円七十五銭宛
別格					
官幣					
社					
国幣			四十五社五色絹各五尺宛・木綿二兩宛・麻二兩宛・祭典料金千匹宛	四十五社幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛	四十九社幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛
中社					
国幣			十六社五色絹各五尺宛・木綿二兩宛・祭典料金五百匹宛	十五社幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛	十八社幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛
小社					
国幣					
諸社	五色繩三尺宛・麻百目 五色繩十五匹六百目・麻九百目	五色繩三尺宛・麻百目 案上幣五色繩十四匹六百目・麻三百目 案下幣五色繩五匹三百目・麻六百目	五色繩各一丈・木綿二兩・麻二兩 案上幣五色絹各一匹・木綿十兩・麻十兩 案下幣五色絹各一端・木綿五兩	案上幣幣料七円五十銭 五銭宛	五銭宛

大前尔恐美恐美母白左久 天皇命乃宇豆乃御幣帛乎此  
神床尔奉留事乃由乎聞食世止恐美恐美母白須<sup>33)</sup>

右第五段の「諸国乃大小乃神社」は第一段の天社国社と同義であるが、それに続く「北海道尔齋比祭祀留三前乃大神」は二年九月「北海道鎮座神祭」において北海道の開拓の成功と彼の地の保全のために奉斎した「開拓三神」のことで特にこの時期に重視されていた。神宮には幣馬はなく幣帛のみで幣使藤波教忠は京都より発遣された。諸社への幣物は「昇上神殿」とあるから神殿の東座に坐す天神地祇の大前に供された。<sup>33)</sup>

次に四年二月四日に神祇官神殿で執行された祈年祭をみてゆこう。行事次第をみると大臣・辨が差配していることがわかり「参集交名」<sup>34)</sup>には政府要人の名が列なる。

参官之上臨期早退 右大臣三条実美

陣座 大納言徳大寺実則  
大納言嵯峨実愛

これに続き参議以下太政官員の名が並ぶが、そのなかの少辨長松幹にも「陣座」と註記されている。この一聯の註記からは早退した三条に代り陣座に列した嵯峨実愛が長松とともに「奉仕」したと考えるのが妥当であろう。嵯峨は当日の祈年祭の様子を日記に書き留めている。

今日御祭上卿右大臣可奉仕之処有障与奪仍而予可勤仕

也依之午斜著衣冠奴袴黄单等具券参於神祇官人々参集  
如例事具之間先神祇官太政官諸省院字台職使府藩県在  
京奏任官著座予上卿奉仕之間著上卿座<sup>34)</sup>

表3に示した行事次第には「上卿」の語はないが嵯峨は右大臣三条に代り「上卿座」に著している。中臣は幣使参向を大臣から命ぜられ、幣物発遣を神祇伯から仰せ付かる。この二つの命令系統は、すなわち神祇官太政官の二官並立体制を体现する儀礼となっている。神宮幣に対し「諸社幣物」とは神殿に鎮座する天神地祇一座に供する幣物のことである。前年に「五色絶十五匹六百目・麻九百目」であった諸社幣物は総量はそのままに、当年は案上幣と案下幣に分たれている。これは延喜の古制に復そうとする古儀尊重の現れであろう。なお神殿の大前で神祇伯中山忠能が奏上した奉告の祝詞、幣殿代前で神祇大副近衛忠房が奏上した祈年祭祀詞は前年同様である。ここで神宮幣使の中臣について言及しておこう。前月、一月三十日神祇官より辨官へ左の上申がなされる。

来月四日祈年祭被為行候二付伊勢奉幣使中臣使幸、従二位藤波教忠当官出仕被仰付候故本姓ヲ以被差立可然相  
考候尚御評議可給候也(傍点引用者)

再興以来二回連続して神宮祭主として参向を命ぜられた藤波教忠は一月二十八日に神宮祭主を罷免され<sup>35)</sup>このときは神

祇官の出仕となっていた。さて三年十二月二十二日、神祇官は神祇四姓の取立てを上申ししている。特に「差向御当代御大礼モ被為在且年々新嘗祭神宮幣使等古儀ニ相復シ候儀第一ノ典故<sup>39</sup>」であると、大嘗祭・新嘗祭とならび神宮幣使の古儀復興を目指していた。その矢先、神祇官としてはこれ幸いと四姓使の中臣として藤波教忠を差し立てようとしたのである<sup>40</sup>。

四年五月十四日には神社制度が改正され官幣大中社・国幣中小社が列格された。八月八日、神祇官が廃され神祇省が置かれる。九月三十日、神祇省神殿に鎮座する皇霊が宮中に奉遷される。そして翌五年二月四日、神祇省奉行の祈年祭では社格制度が確立したため、官幣大社二十九社・同中社六社・同小社一社の官幣が神宮幣・神殿幣に加わる。さらに注目されるのが皇霊幣である。皇霊使には神祇少丞正四位戸田忠至が、また神宮使には従三位醍醐忠敬がそれぞれ立てられた。神殿祝詞は神祇大輔従四位福羽美静が奏上した。福羽は八神・天神地祇・皇霊に対し「御年折給波牟止為弓諸乃皇神等乎祭良世給布賀故」と報告している。皇霊はすでに宮中に遷座しているので遥祭になる。福羽の幣殿代祝詞中、開拓三神を祭る第五段は奏上されない。開拓三神は四年五月十四日に国幣小社札幌神社として列格されたのち円山に仮社殿が竣工すると四年九月十四日、遷宮

式が執行された<sup>41</sup>。五年一月四日、福羽は太政官に「石狩国札幌神社ハ去ル辛未五月国幣社ニ列セラレ候ヘ共抑北海道ノ儀ハ開拓ヲ始メ百事緊要ノ場所ニ付猶一層御尊崇相成更ニ官社ニ加ヘサセラレ度候事<sup>42</sup>」として札幌神社の昇格を上申する。札幌神社は五年一月二十五日に官幣小社に列格され程無くして「尊崇」の證となる祈年の官幣に預かることになった。もはや冗句となった第五段は不用であった。さて「祈年祭班幣鋪設図<sup>43</sup>」に描かれる祭場の様子を次に紹介する。祈年祭儀の中心は神楽殿を特別に設えた幣殿代における幣物発遣・頒布行事である。幣殿代には坤の隅から時計回りに巽の隅まで外宮・内宮・皇霊・八神・案上・案下・官幣大社・同中社・同小社の幣物がコの字型に並べられる。案下の幣物は辛櫃の蓋の上に置かれる。幣殿代の中央には幣物発遣案が置かれ幣殿代の南側の殿下には祝詞座が設けられる。少丞が称える警蹕のもと神宮使が発遣されると「神殿ノ幣物」が昇上げられる。「神殿ノ幣物」とは「諸社幣物」（三年・四年）のことで神殿の二座に供される幣物である。皇霊幣は大掌典、皇霊宣命は参議から、それぞれ皇霊使に渡され発遣されるが警蹕はない。賀茂別雷神社以下官幣大社二十九社の幣物は幣殿代の東側に設置された八尺案上に一社づつ個別に裹まれ十・十・九と三段に積まれる。大神部一名が「御幣物一ツ、取之發遣案ニ乗」せ

大掌典二名が四尺の發遣「案上幣物ヲ取府県へ渡之」す。官幣中小社の幣物も官幣大社同様に大掌典から府県の官員に渡される。官幣頒布ののち国幣社にも一社づつ目録が渡される。大掌典が官幣を渡した同じ幣殿代南の端から、今度は少丞が府県の官員に地方官で具備すべき幣物の目録を渡す。こうして皇祖皇宗への奉幣と官国幣社への班幣が同じ幣殿代で一元的に実現する。神祇省神殿から頒たれた幣物（官幣社）、目録（国幣社）をもとに全国の官国幣社で祈年祭が執行される。このとき神祇省達「官国幣社祈年祭式」を手引とし地方官が官幣社へ「代参」することになっていた。<sup>(48)</sup>「官国幣社祈年祭式」は当日、神祇省神殿で官幣社への送文とともに、あるいは国幣社への目録とともに地方官に渡されていた。<sup>(49)</sup>

三年から五年までの祈年祭が執行された旧神祇省神殿鎮座の八神・天神地祇は五年四月二日に宮中に遷座された。そして六年二月二十日、式部寮の上申により旧冬新嘗祭同様、式場が太政官（大広間）に移る。「大広間ニ於テ祈年祭頒幣式図」<sup>(48)</sup>から式場を以下に紹介する。幣物は前年同様「上段」に案下・皇霊・八神・外宮・内宮・官幣・国幣の順で、時計回りにコの字型に並ぶ。当年は新たに国幣が案上に置かれた。次に頒幣式とされた式次第を確認してみよう。たしかに表3の一聯の行事のなかに開閉扉・神饌献

撤・祝詞奏上といった神祭りに特徴的な行事はない。しかし中心となる幣物發遣の儀は、皇霊使が立てられない他は前年同様である。旧冬五年新嘗祭班幣では表4に掲げた六年祈年祭と同様の金幣が頒布されている。注目すべきは表3の「神殿ノ幣物」で「先八神次案下」と註記され八神（案上）幣と案下幣とに分たれている。五年十一月二十四日、式部寮は正院に対し「是迄宮中八神殿ニ於テ天神地祇八百万神ト八神ト二座御祭ニ相成居候元来八神モ八百万神中ニ被為在候儀ニ付御相殿ニテ二座ニ分チ御祭ニ相成居候ハ御不都合ニ付（中略）八神殿ノ称ヲ止メ神殿ト相唱ヘ天神地祇一座御祭相成候様致度」と上申し十一月二十八日に允裁があった。つまり八神も含めた天神地祇一座に対して案上案下の幣物が發遣された。大広間における頒幣式ではあっても、古代の祈年祭を象徴する案上案下の幣物が必要とされたのかもしれない。大広間の伝達間にて「地方官へ頒幣了テ後祭式ヲ渡」すがこの祭式こそ式部寮達「官国幣社祈年祭式」である。神祇省達「官国幣社祈年祭式」との大きな違いは参向地方官の官職が次のように規定されていることである。

大社 知府事県令正権之内参向  
中社 府県参事正権之内参向  
小社 府県奏任出仕参向

右府県長官差支アレハ次官之二代り奏任出仕差支アレハ長次官之二代ル各其時ノ宜ニ任スヘシ<sup>48)</sup>

右参向官の区分は「官幣諸社官祭式」と同文である。

七年二月四日、伝達所で執行された祈年祭は前年と違い、別格官幣社にも幣物が頒布された<sup>49)</sup>。いっぽう神殿への奉幣はなくなった。かつて（神祇官・神祇省）神殿において祈年祭を始めるにあたり天皇の近き守りの八神に伺いを立てた。また社格制度が整うまでは全国の大小神社への班幣は神殿の天神地祇への遥祭をもってその代りとした。官国幣社の列次が定まり、祭場が神殿を離れるともはや八神も天神地祇も不用ということであろう。この間に祈年祭執行の所管は、神祇官・太政官↓神祇官↓神祇省↓式部寮と移り変り、奉仕員の官職も変化した。しかし神宮への奉幣は不変で、明治五年からは新たに皇霊への奉幣が加わり、皇祖皇宗への奉幣と官国幣社への頒幣は恒例となった。<sup>50)</sup>

## 五 まとめ

国家祭祀の規則である明治四年十月制定の「四時祭典定則」に従い五年、官幣社の例祭に神祇省・式部寮の中央官員が参向する。しかし限られた人員で全国神社を網羅するのは困難であった。式部寮にとっては渡りに船ともいっべき教部省の官社再編案は地方官による代祭を促した。いっ

ぽう祈年祭は明治二年の復興から三年、四年と奉幣先は神宮のみであった。しかし四年五月に社格制度が整い「四時祭典定則」で大祭とされると五年、皇祖皇宗を中心とした官国幣社への班幣が実現した。かたや「地方祭典定則」において、祈年祭は国幣社以下神社の最重要の祭りに位置付けられ地方官が参向することになっていった。早くも五年二月には地方官の手引となる神祇省達「官国幣社祈年祭式」が布達されている。そして改暦を挟む明治五年から六年の年末年始に式部寮は地方官参向を軸として、官幣社例祭と官国幣社祈年祭の両祭式を包括的に整備し始めたのである。明治六年、式部寮により「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」は同日に布達された。それは三月二日（旧曆二月四日）の祈年祭の当日のことであり、両祭式は祈年祭に参向した地方官に渡された。前者は官幣社の例祭、後者は官国幣社の祈年祭を対象とした祭式である。例祭と祈年祭（これと対をなす新嘗祭も含めて）は神社祭祀の両輪であるから両祭式は同じく式部寮による明治八年「神社祭式」の基礎となった。

## 註

(1) 本稿の第三節は阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年一月）の「第三章 近代神社制度の

整備過程」に依拠している。また沼部春友、高原光啓、星野光樹らの論考も参考にしたが、これらは個々の引用のなかで示すことにする。

- (2) 國學院大學日本文化研究所編『神道要語集 祭祀篇一』(神道文化会、昭和四十九年十一月)三四四頁以下、川出清彦が「勅祭」について執筆している。同書三五四頁以下の註記二に「明治五年勅祭一覽」があり、勅使以下参向官が列挙されている。
- (3) 『太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第二百六十一卷・教法十二・祭典一』「元始祭ノ儀及四時祭典地方祭典定則」および『祭祀録 明治4年 第二稿12』(識別番号82914)「四時祭典定則」。
- (4) 神武天皇祭、孝明天皇祭等は皇廟と御陵で行われるので出張の祭典でもある。
- (5) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治五 資料12 卷12』(識別番号82964)「官社年中祭日調」。「神祇省」野紙五葉の史料中には参向官、祭日、取調の内容などが書き込まれているが、ここでは省略した。
- (6) 『明治天皇紀』第二、七九二〜七九三頁。
- (7) 『明治天皇紀』第二、一五〜一六頁。
- (8) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治5年 第一稿1』(識別番号82935)、同『祭祀録 明治5年 第一稿4』(識別番号82938)、同『祭祀録 明治5年 第一稿5』(識別番号82939)、同『祭祀録 明治5年 第一稿6』(識別番号82940)より作成。
- (9) 春日祭・大原野祭に関する以下の記述は主に前掲『祭祀録 明治5年 第一稿4』による。
  - (10) 祈年祭に関する記述は前掲『祭祀録 明治5年 第一稿1』による。二十一日、出張神祇省は京都府へ官員出張を命ずる。翌二十二日、府管内官幣大十二社の幣物と「官国幣社祈年祭式」も同時に渡されていた。同日、京都府より出張神祇省に祭式中の「宮司」について「各社之宮司ハ未タ被置無之右代勤ハ禰宜ニテ相勤可然哉否」と問合わせがある。これに対し出張神祇省は二十三日「未タ各社之宮司ハ被置無之候得共既ニ御用掛被仰付有之候儀ニ付一社長官之心得ヲ以奉仕候様」と回答している。大原野祭の当日となる二十五日にも同祭式に掲げる祝詞の文中に「某神社位苗字実名」につき「是ハ各社之御用掛リヲ認ル」としてよいかとの伺いがあった。翌二十六日、出張神祇省は「御申越之通」と回答している。
  - (11) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治五 資料7 卷7』(識別番号82950)。
  - (12) 同前書。
  - (13) 北野祭・男山祭・豊国祭・白峰祭に関する記述は主に前掲『祭祀録 明治5年 第一稿5』による。
  - (14) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治五 資料11 卷11』(識別番号82963)。
  - (15) 前掲『祭祀録 明治五 資料11 卷11』。
  - (16) 井伊谷宮の鎮座までは紆餘曲折があった。『公文録・明治四年・第百二十三卷・辛未八月〜壬申三月・神祇省伺』「井伊谷宗良親王御社井伊谷宮ト被称候御達」には明治五年一月四日、国幣小社札幌神社の官社昇格と「遠江国引佐郡井伊谷村 宗良親王社ノ儀元彦根藩知事井伊直憲由緒ノ辺ヲ以テ去ル己巳二月造宮願出同年七月二到り成

功其後神体モ同人ヨリ献納万端鎮座ノ手續相具候間 鎌倉宮同様早々鎮座ノ式取行候事」の二条が神祇大輔福羽美静により言上されている。神体は二月二日に天覧に供された。当日の小御所で行なわれた天覧の儀の中心となる行事「次出御御霊代を覽給フ」の儀註には「大輔福羽七等出仕三田（葆光、引用者註）奉仕御霊代ヲ袋ノ中ヨリ出シ奉リ表ヲ返テ天覧アリ天皇御直衣着臣下ハ直垂ヲ着ス」（前掲『祭祀録 明治五 資料11 卷11』）と天皇親祭の理念のもと当該神鏡を天子が親しく檢知される様子が窺われる。

(17)

「官社年中祭日調」によれば三島祭について八月十六日を祭日としながら「一社ヨリノ書上ニハ此外ニ四月中ノ酉ノ日十一月中ノ酉ノ日ヲモ大祭トイヘリ」と註釈されている。広田祭については「大祭」が複数あり「一社ヨリ書上ノ祭日ノ内大祭三月十四日ヨリ十八日迄千度神事六月十八日ヨリ夏祭神事八月十七日ヨリ二十日迄秋祭神事十一月廿四日ヨリ十二月朔日迄冬神事」と説明されている。三島社は年三度、広田社は年四度「大祭」があり、式部寮官員が「例祭」に参向できる状態ではなかった。前掲『祭祀録 明治五 資料12 卷12』には明治五年八月の大神社社・広田神社からの問合わせ（日付を闕く）を発端とするやりとりが残されている。大神神社からは「来九月二十三日若宮祭典同二十四日本社新嘗祭先規勅来候趣然ルニ去ル四月上ノ卯ノ日大神祭典ノ儀従旧神官奉伺候処何等之不被為在 御沙汰其儘延引相成候旨申出候因茲右両社祭典従前之通相勅可申敷」と何出がある。また広田神社からも「当八月十八日兼而奉申上候大祭二

付祭式并献上神饌向従前之通執行可仕候哉此段奉伺上候以上」と何出がある。両社からの何出をうけ十五日、教部省は式部寮に「大神々社及広田神社神官共ヨリ別紙之通何出候右ハ当年之儀ハ先ツ従前ノ通於一社執行可致旨及指令候積二候得共為念及御打合候条至急御回答有之度候也」と照会する。教部省としては、しかるべき官祭の祭式が整うまで一社限りの祭儀を執行するよう指令した「積」であつたらしい。

(19)

「公文録・明治六年・第六十卷・明治六年一月〜四月・教部省伺（一月・二月・三月・四月）」諸神社官社郷社ノ両名ニ改定伺。

(20)

同前。

(21)

宮内公文書館蔵『祭祀録 明治6年 第二稿5』（識別番号82963）「官祭式改定意見上申ノ事」。

(22)

同前書「官祭式伺定ノ事」。二月 日正院へ上申」と日付を闕く。

(23)

沼部春友は「神道儀礼の原点」（錦正社、平成十二年二月）「官制時代における神社祭式小考」九九頁以下で、また高原光啓は「式部寮達「神社祭式」の制定過程」（『神道宗教』一九三、平成十六年一月）九六頁で、それぞれ太政官布告第五十三号が具現した達が「官幣諸社官祭式」であると指摘している。また星野光樹は「近代祭式と六人部是香」（弘文堂、平成二十四年七月）「第七章 明治八年式部寮達「神社祭式」の制定過程に関する一考察」一八八頁以下で布告第五十三号・第五十四号をもつて「天皇親祭における国家祭祀は、地方官の為政者による敬神（神社）と崇祖（山陵）として実現することと

なった」と指摘している。筆者もこれらの先行研究と同じ立場をとる。

- (24) 前掲『祭祀録 明治6年 第二稿5』「祭式頒布ノ事」には布達先が掲げられている。神社名につづく括弧内は祭日で、未記入の場合は布達時点で未定のためと考えられる。【京都府】賀茂別雷神社（五月廿一日）・賀茂御祖神社（五月廿一日）・男山八幡宮・松尾神社（五月廿一日）・平野神社（五月八日）・稻荷神社（五月十五日）・梅宮神社（五月九日）・貴船神社（六月廿五日）・大原野神社（三月十六日）・吉田神社（五月廿五日）・北野神社・八阪神社（七月九日）【奈良県】大神神社（五月三日）・大和神社（四月廿七日）・石上神社・春日神社（三月廿一日）・広瀬神社（四月三十日）・龍田神社（四月三十日）・丹生川上神社（六月廿五日）【堺県】枚岡神社（三月九日）・大鳥神社【大阪府】住吉神社（六月三十日）・生国魂神社【兵庫県】広田神社（四月十二日）・湊川神社（六月十九日）【埼玉県】水川神社（七月八日）【木更津県】安房神社【新治県】香取神宮・鹿島神宮【足柄県】三島神社【愛知県】熱田神社（七月十五日）【滋賀県】日吉神社（五月廿日）【和歌山県】日前神社・国懸神社【島根県】出雲大社（三月廿八日）【小倉県】宇佐神社【開拓使】札幌神社（七月九日）。
- (25) 前掲『国家神道形成過程の研究』、一一八頁以下を参照。
- (26) 『明治天皇紀』第二、五八頁以下の明治二年二月二十八日条。
- (27) 神宮司庁編『神宮史年表』（戎光祥出版、平成十七年三月）二二一頁。

(28) 明治三年は宮内公文書館蔵『祭典録5 明治一〜四年』（識別番号70099）を参照。四年は同『祭祀録 明治4年 第二稿2』（識別番号82906）を参照。五年は同『祭祀録 明治5 第二稿1 卷1』（識別番号82941）を参照。六年は同『祭祀録 明治6年 第二稿1』（識別番号82979）を参照。七年は同『祭祀録 明治七 稿本1 卷1』（識別番号83005）を参照。

(29) 『明治天皇紀』第二、二六二頁の明治三年二月四日条。

(30) 前掲『祭典録5 明治二〜四年』には「掛卷母忍支 天津神国津神 天皇命乃近支乃 八柱大神又 御代御代乃御祖命乃大前尔従一位行神祇伯藤原朝臣忠能忍美恐美母白左久 皇神等乎祭良世給布事波政乃本止年每乃今日乃此日尔御年祈給此志古乃宮事乎継々尔興給比正給布止為弓御酒波甌上高知甌腹滿並弓青海原乃物波波多乃広物波多乃狭物與津藻菜辺津藻菜山野乃物波甘菜辛菜雜物乎置足波志弓齋祭給布事乎高尔聞食世止恐美恐美母白須」と記載される。

(31) 同前。

(32) 宮内公文書館蔵『祭祀録 明治四 資料4 卷4』（識別番号82920）「来二月四日祈年祭二付左之件々」。「神祇官」罫紙二葉にわたり四年一月三十日付けの神祇官から辨官へ一書き全六箇条の上申書がある。第三条「諸社官幣八如昨年遥祭之事」から三年、四年の諸社への頒幣は遥祭であったことが分かる。

(33) 同前書「奉仕交名」「參集交名」。「奉仕交名」は「伯中山忠能／大副近衛忠房／少副福羽美静」以下神祇官員の名が連なる。

(34) 『嵯峨実愛日記』三、三八五頁以下。

(35) 『太政類典・第一編・慶応三年』明治四年・第二百二十九卷・教法・祭典四』「大原野祭并春日祭」によると明治三年二月の春日祭について東京辨官・神祇官は西京（留守官・神祇官）に対し「春日祭干支十二日相当之処次干支二十四日被為行候右二付参向之輩今度御改革有之上卿辨近衛使以下諸司総不及参向候事」と掛合っている。また『明治天皇紀』第二、二六九頁の明治三年二月十九日条には大原野祭について「自今旧例を改め、総て神祇官に於て祭事を管掌す」とある。同書二九二頁の明治三年四月十六日条には吉田祭について「本年より祭式を改め、上卿、辨等の参向を止め、祭典は神祇官の沙汰として行ふことと為す」とある。このように三年から祭事への関与を強めていった神祇官が太政官の職掌「上卿」の使用を避けたと考えられる。

(36) 前掲『祭祀録』明治四 資料4 卷4 『神祇官』野紙一葉。

(37) 前掲『神宮史年表』二二三頁。

(38) 『公文録・明治三年・第十二卷・庚午十二月・神祇官伺』「神祇四姓御取立ノ儀上申」。

(39) しかし祈年祭前日の二月三日、辨官より神祇官へ「藤波従二位ノ祈年祭二付 神宮勅使参向被 仰付置候処依願被免候二付ノ藤波従四位ノ勅使参向被 仰付候間此旨申入候也」（前掲『祭祀録』明治四 資料4 卷4）「太政官」野紙一葉」と達せられる。ここに従二位藤波教忠が本人の願により勅使参向を免ぜられ代りに養子の従四位藤波言忠が勅使参向を命ぜられた。二月十八日、言忠

は神宮に参向する。外宮の奉幣次第の冒頭「到卯刻自第一鳥居進参先官幣辛櫃一合神馬一匹（但銜馬）次祭主代次神祇権大史少史」（傍点は引用者、引用元は同前書中「神宮司庁」野紙三葉の「皇大神宮ノ明治四年二月十八日祈年祭奉幣次第」）に祭主代とある。祝詞文について「如明治二年三月三日但使従四位大中臣朝臣言忠ト載ス」（同前）と註記されている。参向人名には「祭主代従四位大中臣朝臣言忠（藤波但従二位大中臣朝臣教忠息男也）」（同前）と載せられる。政府からは奉幣使兼中臣使として発遣された従四位大中臣朝臣言忠は、神宮では祭主代藤波言忠として迎えられた。

(40) 『北海道神宮史 上巻』四五頁。

(41) 前掲『公文録・明治四年・第二百二十三卷・辛未八月ノ壬申三月・神祇省伺』「井伊谷宗良親王御社井伊谷宮ト被称候御達」。

(42) 前掲『祭祀録』明治五 第二稿1 卷1 『祈年祭班幣鋪設図』。

(43) 『公文録・明治四年・第二百二十三卷・辛未八月ノ壬申三月・神祇省伺』「祈年祭幣使地方官代参ノ儀御下命伺」によると一月二十四日の神祇省伺「来ル二月四日祈年祭班幣二付官幣諸社へ幣使参向可被 仰付ノ処地方官知事令参事ノ内幣使代参役被 仰付度候尚伺濟ノ上ハ於当省地方官へ可相達ト存候依テ此段相伺候也」が裁可されている。

(44) 前掲『祭祀録』明治五 第二稿1 卷1 『祈年祭式官

(45) 国幣社有之諸県へ達（幣物頒班ノ節此摺本一部宛渡ス）。『公文録・明治六年・第十八卷・明治六年一月ノ四月・

式部寮伺録』「祈年祭式ノ儀ニ付申立」に「今度八田冬新嘗祭之節諸社頒幣之通り神宮ヲ始官国幣社等御幣帛直ニ太政官ヨリ発遣相成可然存候仍従来之祭式トハ相違仕候間此段申上置候也」とある。

(46) 前掲『祭祀録 明治6年 第二稿1』「大広間ニ於テ祈年祭頒幣式図」。

(47) 宮内公文書館蔵『祭祀録 附存 明治6年 第二稿6』(識別番号83984)「八神殿廃称之事」。

(48) 前掲『祭祀録 明治6年 第二稿1』「官国幣社祈年祭式」。

(49) 別格官幣社が祈年新嘗の班幣に預かることになった経緯については『太政類典・第二編・明治四年〜明治十年・第二百五十七卷・教法八・神社六』「楠社経費神官人員官幣小社ニ照準」、『公文録・明治六年・第六十七卷・明治六年十二月・教部省伺』「湊川神社以下三社祈年新嘗両祭御奉幣伺」などをもとに阪本是丸が詳細に論じている(前掲『国家神道形成過程の研究』一六八〜一六九頁参照)。

(50) 『明治天皇紀』第三、二〇四頁の明治七年二月四日条には「是の日皇靈奉幣の際賢所を祭ることを止めたまひ、皇大神宮奉幣の二月十七日を以て賢所・神殿に神饌を供し、大掌典等をして祭典を行はしむることとし、以て恒例と為したまふ」とある。

(春日神社権禰宜)